

上水道事業と公営簡易水道事業の 統合の方向性について

統合の方向性について

「段階的統合」(案)

1 基本的な考え方

上水道事業において、料金の減収や施設の老朽化対策等の財源確保のため、
令和9年度以降、上水道事業の料金改定を段階的に実施し、料金水準が現在の公営簡易水道料金と均衡する事業年度に統合。

公営簡易水道料金： 統合が完了するまで**現行料金を据え置きとする。**

統合の方向性について

2 事業統合によって見込まれる効果

財政基盤の強化：

統合により、公営簡易水道事業の施設更新において、これまで活用ができなかった国庫補助金等を活用できます。

コストの抑制：

料金が均衡するタイミングに合わせ統合することで、認可変更等の行政手続きを一度で済ませることができ、事務コストの抑制につながります。

負担の平準化：

居住地に関係なく、同じ料金で水道が使用できるようになります。

「段階的統合」(案) のイメージ図

見込まれる効果



財政基盤の強化

統合により、上水道事業向けの補助金等を活用できるようになります。



コストの抑制

料金改定作業や、統合による事業認可などの時期を合わせることで、事務手続きに係るコストを抑制します。



負担の平準化

居住地に関係なく、同じ料金で水道が使用できるようになります。

水道料金

公営簡易水道事業

上水道事業

同一料金化
= 事業統合

料金改定

(第1段階)

料金改定

(第2段階)

料金改定

(第3段階)

※給水人口(R6)上水道：23,184人 公営簡易水道：1,438人

R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16

年度

令和9年度

【上水道事業】

料金改定第1段階 10~15%

【公営簡易水道事業】

料金据え置き

令和12年度

【上水道事業】

料金改定第2段階 10~15%

【公営簡易水道事業】

料金据え置き

令和15年度

【上水道事業】

料金改定第3段階 10~15%

【公営簡易水道事業】

水道事業と同水準に改定

※改定の時期や割合は、現段階における見込みのスケジュール・数値となっています。